

# 入札公告「物品の販売（医療用消耗品等）」

次のとおり一般競争に付します。

平成30年2月26日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構福島病院 院長 氏家 二郎

## 1. 調達内容

### (1) 契約の件名及び数量

医療用消耗品等購入契約(医療用消耗品・介護用品)

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

自 平成30年4月 1日

至 平成32年3月31日 (2年間)

### (4) 納入場所

独立行政法人国立病院機構福島病院

### (5) 入札方法 第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。

①入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で、それぞれの消耗品目の単価を記載すること。

②交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則)第22条の規程に基づき単価契約とする。

## 2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由があるに該当する。

(2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱規則第6条の規定に該当しないものであること。

(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一規格)「物品の販売」で、開札時までA、B又はCの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有するもの。

(4) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱規則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

① 高度管理医療機器・管理医療機器に該当する品目に入札する場合は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和三十五年法律第四百五号)(略称:医薬品医療機器等法)に基づいて許可を受けていること。

② 院外型医療材料等物品管理(院外型SPD)に該当する品目に入札する場合は、本案件の契約時、当院・院外型SPD受託業者との3者契約を締結すること。

## 3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

①入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

〒962-8507

福島県須賀川市芦田塚13番地

国立病院機構福島病院 企画課長 鈴木 和秀

②問い合わせ先

担当者 契約係 成田 麗

電話0248-75-2199（直通）

(2) 入札書の受領期限

平成30年3月14日 17時00分まで

(3) 開札の日時及び場所

開札場所 国立病院機構福島病院 大研修室

開札日時 平成30年3月16日 10時30分より

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(1)に示した契約件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間に、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の決定方法及び契約価額の決定

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札したものを第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はそのものと直ちに交渉し、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。